

令和元年度電気工事業に係る立入検査結果について

令和 2年 9月 9日
中国四国産業保安監部
電力安全課

電力安全課では、一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安確保を目的として、電気工事業の業務の適正化に関する法律第29条第1項の規定に基づき、電気工事業を営む営業所に対し立入検査を実施しています。令和元年度に実施した立入検査結果を取りまとめましたのでお知らせします。

1. 実施件数等

令和元年度は、当部管内のみなし登録電気工事業者（※）3営業所に対して立入検査を実施しました。そのうち、指摘事項等のあったのは2営業所でした。

2. 検査項目・結果概要

検査項目	件数	不良内容
(1) 届出事項等の手続関係（法第34条）	1	電気工事の種類を「一般用電気工作物」で届出しているが自家用電気工作物の電気工事を行っている。
(2) 主任電気工事士の勤務及び作業管理の状況（法第20条）	0	
(3) 電気工事士でない者を電気工事の作業に従事させていないか（法第21条）	0	
(4) 請け負った電気工事を当該電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせていないか（法第22条）	2	請け負った電気工事を電気工事業者でない者に請け負わせている。 電気工事を請け負った電気工事業者の登録の更新を確認していない。
(5) 電気用品安全法の表示の付されていない電気用品を使用していないか（法第23条）	0	
(6) 経済産業省令で定める器具を備えているか（法第24条）	1	継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置を必要な時に準備できることを証する書類がない。

(7) 標識を掲示しているか (法第25条)	0	
(8) 経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え、保存しているか (法第26条)	1	帳簿を備え付けていない。

3. おわりに

立入検査時に指摘事項があった電気工事業者に対しては、改善を指示し、その結果を報告させると共に、今後は電気工事業者として同法の遵守を確実にやっていくことを指導しました。

この結果の公表が電気工事業者の自主保安体制の確立の一助になれば幸いです。

※みなし登録電気工事業者とは

建設業法の許可を受けた建設業者であって電気工事業を営もうとする者